

生徒心得

学校生活の心得は、生徒諸君が本校の教育方針にそって秩序ある学校生活を送るための指針を示したものです。元石川高校生としての誇りと自覚をもって良い校風を築くように努めましょう。

(1) 登下校について

- ア 登下校の際は交通規則や交通道德を守ること。
バス乗車の際は一般乗客の迷惑にならないようマナーに注意すること。
- イ 登校は年間を通じて 8 時 30 分までとする。
- ウ オートバイ、四輪等の乗車(同乗も含む)は厳禁とする。自転車通学は、保護者からの願い出により認める。(病気や怪我等による送迎は保護者に限る)
- エ 下校時刻は年間を通じて、17 時とする。
- オ 下校時刻以後に残留する場合は、関係職員の指示に従うこと。この場合の下校時刻は 18 時 30 分とする。
- カ 部活動その他で休日登校する場合は、事前に関係職員の指示を受けること。

(2) 校内外の生活について

- ア 校内外を問わず礼儀をわきまえ、互いにあいさつをかわすよう心がけること。
- イ 校内の美化に努め、気持ちよく学校生活を送れる環境を作ること。
- ウ 公共物を大切に取り扱い、施設物品等を破損したときは、関係職員に届け出てその指示を受けること。
- エ 学校の施設・物品を使用する場合は、事前に届け出て関係職員の指示を受けること。
- オ 欠席・遅刻・早退が前もって明らかな場合は生徒手帳の届出欄に記入し、事前に学級担任に届け出ること。やむを得ない場合は、午前 8 時 00 分から 8 時 25 分までに電話連絡すること。遅刻して登校した場合は職員室で遅刻届に記入し、チェックを受け、その時間の授業担当者に提出すること。
- カ 忌引きの基準は次の通り。
父母 7 日・祖父母 3 日・兄弟姉妹 3 日・伯叔父母 1 日・曾祖父母 1 日
- キ 登校後は下校時まで許可無く校外に出てはならない。
- ク 文書などの掲示、印刷物の配布は、関係職員に願い出てその承認を受けること。
- ケ 校内で集会等を行う時は、事前に学級担任または関係職員に願い出てその承認を受けること。
- コ 宿泊を伴う旅行・キャンプ等は、保護者の承認を得たうえ、事前に旅行届を提出すること。
- サ 風紀上問題のある喫茶店・飲食店・娯楽場などに立ち入らないこと。

シ アルバイトを行う場合は、保護者と十分話し合ったうえ、所定の用紙で届け出ること。ただし、仕事の内容・時間・働き方から高校生としてふさわしくないと判断される場合、学業不振(学期末の成績で1があった)の場合には認めない。

(3) 所持品等について

ア 生徒手帳・生徒証は常時携帯すること。

イ 携帯電話は、授業中は電源を切り、カバンの中にしまうこと。

ウ 学校生活に必要でないもの(ゲーム機・カード類・マンガ雑誌など)は持ってこないこと。

(4) 服装について

本校指定の制服を着用し、華美にならないように、また常に品位と清潔感を保つように心がけること。なお、休日に登校する場合(部活動も含む)も、制服を着用すること。

ア 制服

① 制服は別記の通りとする。

② ラペルバッジ、ラペルピン(チェーン型)を左えりにつける。

③ ネクタイ、リボンを着用する。

④ 夏季およびその前後(5月1日~10月31日)は上着を着用しなくてもよい。同期間中は、規定のワイシャツの代わりに白色ポロシャツを着用してもよい。また、同期間はネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。

イ ワイシャツ

白色無地で、標準型の長袖または半袖とする。

ウ ポロシャツ

白無地でワンポイントは認めるが、襟・袖などにラインの入ったものは認めない。

エ ベスト

学校指定のベストの着用を認める。

オ セーター

① 学校指定のセーターの着用を認める。トレーナー、パーカー等は認めない。

② セーターは上着の下に着用する。(特に登下校時には必ず上着を着用すること)

※衣替え期間(5月1日~10月31日)は、学校指定のセーター、ベストでの登下校を認める。

カ 靴等の履物

① 通学時は短靴とする。

② 原則として一足制とする。特定の場所ではそれぞれ指定の履物とする。

キ ベルト、靴下、コート、マフラー、カバンは華美でないものとする。

ク 頭髪

① 髪型は常に清潔で見苦しくないようにする。

② 脱色、染色およびパーマントウェーブ等を禁止する。

ケ 異装

やむを得ない事由により異装する必要のある場合は、生徒手帳の届出欄に記入し、学級担任に願い出る。装飾品(ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪等)の着装は認めない。

(5) オートバイ等の免許取得について

ア オートバイ(含原動機付自転車)・四輪車の免許については、事前に保護者が免許取得許可願いを提出し、取得後は届け出る。

イ 本校での交通安全講習会などに参加すること。

ウ 登下校時または制服を着用して、免許が必要な乗物の使用を認めない。

(学校行事、部活動等校外での活動も含む)

(6) 非常災害時の対応について

非常災害時の連絡先や連絡方法・下校班などを家族と確認しておくこと。事故などに遭った場合は、学校・警察に連絡すること。

(7) 特別指導について

本校生徒としてふさわしくない行為を行った場合や校則が守られない場合は、特別指導(別室にて反省を促す指導等)を行う。また、場合によっては学校生活を継続することができなくなることがある。

【例】 ◆テスト等における不正行為

- ◆薬物使用(所持),飲酒・喫煙(同席も含む),タバコ・ライターの所持
- ◆オートバイ(自動車)通学(同乗),制服乗車(同乗)
- ◆暴力行為・威圧,器物破損,金銭強要,凶器所持
- ◆いじめ,誹謗,中傷
- ◆対教師暴力(暴言),指導無視(指導に従わない)
- ◆反社会的行為,危険行為
- ◆SNS等の不適切使用
- ◆その他

元石川高等学校制服のデザイン図

